

特別な教育的支援を必要とする 児童生徒を理解・支援するために

LD?ADHD?3%?

学習障害（LD）等の児童生徒は、落ち着きがない、学習意欲がない、規則を守らない、何度注意しても変わらないなどと本人の問題として見られることが多く、支援の対象として認識されていないことが少なくありません。適切な支援がなされないと自信を失い、学習で十分な能力を発揮することができなかったり、また、不登校に陥ったりするなど、二次的な障害が現れることもありますので、できるだけ早期から適切な支援が必要です。

そこで、通常学級に在籍する学習障害（LD）や注意欠陥/多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等の児童生徒一人一人の特別な教育的ニーズを把握し、それに対応した適切な支援を行う基礎資料を得るために、独立行政法人国立特殊教育総合研究所と共同で、県内全ての小・中学校の児童生徒を対象とした実態調査を行いました。

本資料は調査結果をもとに、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の理解を深めるとともに、支援の内容・方法を明らかにし、小・中学校における支援体制を整備するために作成したものです。

【主な内容】

- ◆ 学習障害等の特別な教育的支援を必要とする児童生徒への支援
- ◆ 学習障害、注意欠陥/多動性障害、高機能自閉症の児童生徒の特徴的行動
- ◆ 校内委員会における支援内容・方法、支援の在り方
- ◆ 学習会や支援に関する要請方法及び連絡先

平成16年3月

青森県教育委員会

通常の学級に在籍する

児童生徒の約3%は、特別な教育的支援を必要
としています。

LD
ADHD

青森県教育委員会では、学習障害（LD）等の児童生徒に対して適切な支援をすることができるよう、特別支援教育の推進を図っているところです。

その一環として、平成15年2月に独立行政法人国立特殊教育総合研究所と共同で、県内すべての小・中学校の児童生徒を対象に、担任が在籍する児童生徒の行動や学習状況について質問に答える調査を実施しました。

この調査によると、県内小・中学校在籍児童生徒の約3%に特別な教育的支援が必要であるとの結果が出ました。

このことは、通常学級で学習障害（LD）、注意欠陥/多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等の可能性のある児童生徒が約3%の割合で学んでいることを表しています。これらの児童生徒は、学習上のつまずきや困難、注意の散漫、学習意欲や自信の喪失など、二次的に派生する行動上の問題も含めて、周囲の人に理解されにくい状況にあることが多いと思われます。

したがって、学級担任をはじめとするすべての教職員は、本人が努力しているにもかかわらず持っている能力を十分発揮していない児童生徒一人一人の状況を把握し、その上で、適切な支援内容・方法を検討することが何よりも大切です。

教育的支援を必要とする児童生徒を

支援するための体制を整備します。

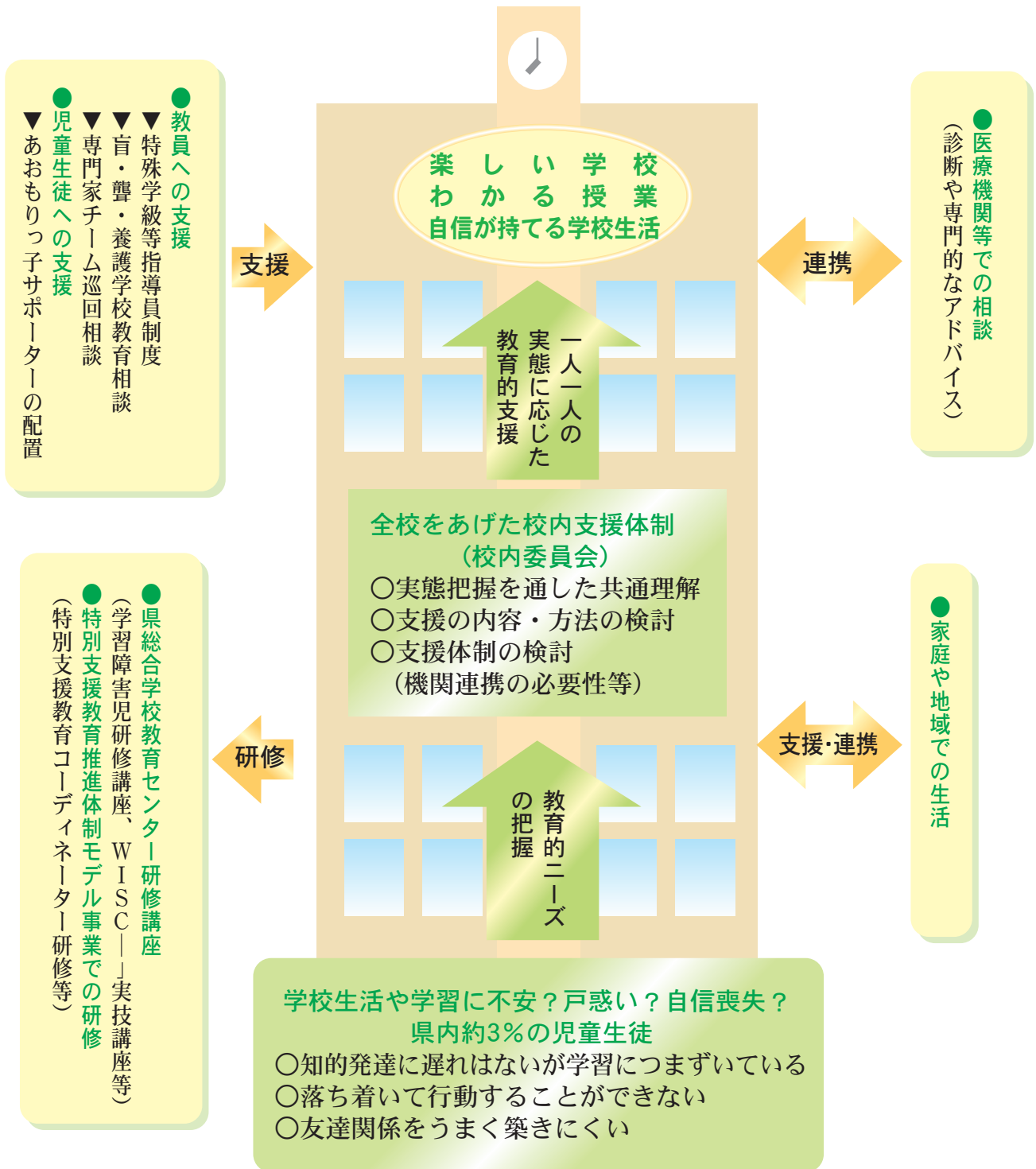
LD
ADHD

青森県教育委員会では、LD等の児童生徒が自信を持ち、学校が楽しいと思えるように支援体制を整備していきます。そのため、関係機関との連携、児童生徒への支援、教員への支援、それらを支える研修等について、次ページの図のように考えております。

- ※1 特別支援教育……特別支援教育とは、従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、LD、ADHD、高機能自閉症を含めて障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うものです。
- ※2 独立行政法人国立特殊教育総合研究所……我が国の特別支援教育の研究の中心機関として設置され、特別支援教育に関する研究や関係職員に対する専門的な研修を行うこと等により、特別支援教育の振興を図っている機関です。

学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）等 特別な教育的支援を必要とする児童生徒への支援

[小学校・中学校]



学習障害

の児童生徒には、どのような行動が見られますか？

LD
ADHD

学習障害 (Learning Disabilities の頭文字をとってLDという。)の児童生徒は、基本的に知的な遅れはありません。したがって、一般的には通常学級で学習をしていますが、特定の能力に著しい困難を示し、苦手なことがある児童生徒です。通常、誰でも得意なこと、不得意なことはありますが、特にその偏りが顕著だといわれています。

LDの児童生徒に一般的に見られる困難の状態は次のようなものです。

- ・たどたどしい読み方をしたり、行をとぼしたり、同じところを2回読んだりする。
- ・黒板に書いてある内容の書き写しに時間がかかる。
- ・鏡文字を書くことがある。
- ・国語はできるのに、算数が極端に苦手である。
- ・コンパスや分度器などを使うことが苦手である。
- ・球技や器械運動、なわとびなどの運動が苦手である。
- ・筆算で桁をそろえることが難しい。



【学習障害(LD)の定義】

学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。

学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。

「学習障害児に対する指導について」(平成11年7月)より抜粋
(学習障害及びこれに類似する学習上の困難を有する児童生徒の指導方法に関する調査研究協力者会議)

注意欠陥／多動性障害

の児童生徒には、どのような行動が見られますか？

LD
ADHD

注意欠陥／多動性障害 (Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder の頭文字をとって**ADHD** という。) の児童生徒は、次のような3つの行動特徴があります。

- (1) **不注意**：注意が持続できない、ものをなくする、注意がそれる、不注意な過ちをする等
- (2) **多動性**：手足をそわそわ動かす、離席が多い、じっとしていない、しゃべりすぎる等
- (3) **衝動性**：質問が終わらないうちに答えてしまう、順番を待つことが苦手等

ADHDの児童生徒に一般的に見られる困難の状態は次のようなものです。

- ・理解はしているが、計算間違いやあやまった文字を書くなど簡単な間違いが多い。
- ・気が散りやすい。
- ・人の話を最後まで聞けず、途中で口をはさむ。
- ・ちょっとしたことでイライラする。
- ・相手の立場が理解できない。決まりが守れない。
- ・忘れ物が多い。身の回りの整理が苦手である。



【注意欠陥／多動性障害(ADHD)の定義】

注意欠陥／多動性障害とは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び／又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。

また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」(平成15年3月)より抜粋
(特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議)

高機能自閉症

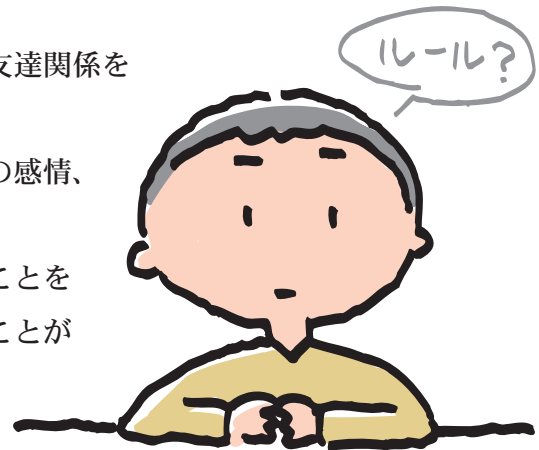
の児童生徒には、どのような行動が見られますか？

LD
ADHD

高機能自閉症の児童生徒は、知的な遅れはありませんが、一般に次のような特徴が見られます。

(1) 他の人と社会的関係を持ちにくい

- ・友達となかよくしたいという気持ちはあるが、友達関係を築きにくい。
- ・いろいろなことを話すが、その時の状況や相手の感情、立場を理解することが難しい。
- ・社会的なルールが理解できにくいため、思ったことを話してしまい、相手の気持ちを傷つけてしまうことがある。



(2) 言葉の発達に遅れがある

- ・含みのある言葉の本当の意味が分からず、表面的に言葉通り受けとめてしまうことがある。
- ・会話の仕方が形式的であり、抑揚なく話したり、間合いが取れなかったりする。

(3) 興味や関心が狭く特定のものにこだわる

- ・特定の分野の知識を蓄えているが、丸暗記であり、意味をきちんと理解していないことが多い。
- ・自分なりの独特な日課や手順があり、変更や変化を嫌がる傾向が強い。

※上記に記載した高機能自閉症のうち、言葉の発達に遅れがない児童生徒は、**アスペルガー症候群**と診断されることがあります。

【高機能自閉症の定義】

高機能自閉症とは、3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」(平成15年3月)より抜粋
(特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議)

校内委員会において支援内容・方法、支援の在り方を検討しましょう。

LD
ADHD

小・中学校では、生徒指導の情報交換のための会議が設定されています。また、特殊学級や通級指導教室を設置している小・中学校では、校内特殊教育（特殊学級）運営委員会や校内就学指導委員会など、支援を必要とする児童生徒について共通理解を図る会議の場が設定されています。

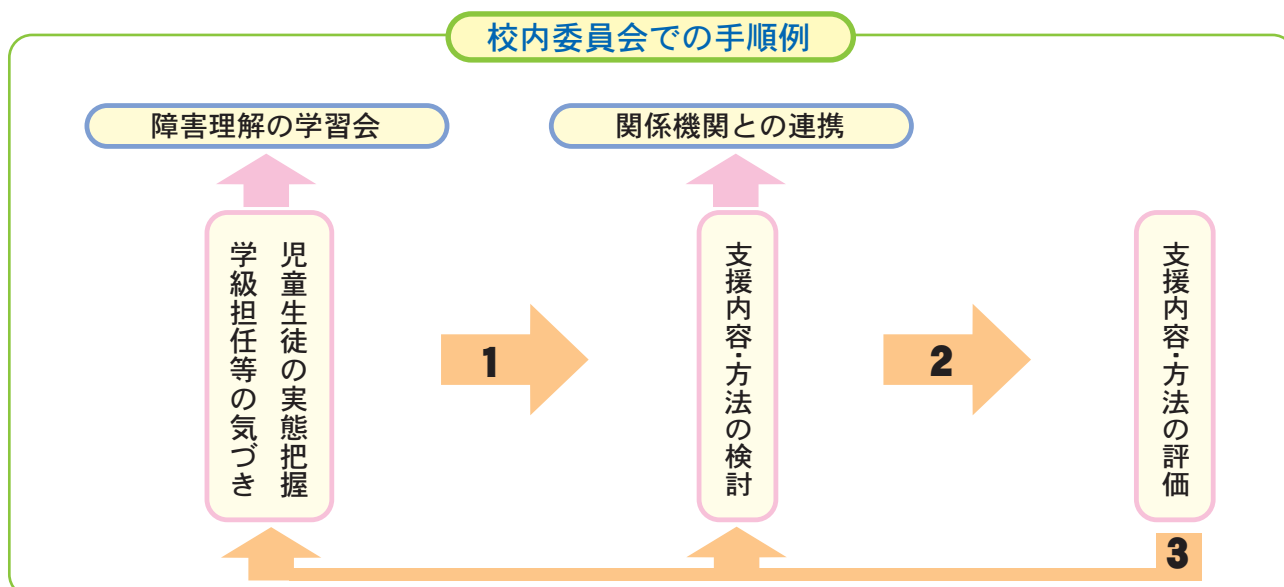
LD等の特別な教育的支援を必要とする児童生徒についても、支援のための会議を設定し、話し合いをすることが重要です。

例えば、ある小学校の校内委員会では、右表のように、(1)児童の実態把握、(2)教職員間の共通理解、(3)支援内容・方法の検討、(4)障害についての学習会、などの活動を行いました。

月	活 動 内 容
5 月	・校内委員会① ・保護者へアンケート調査
6 月	・家庭訪問で保護者のニーズを調査
7 月	・学級担任へアンケート調査 ・学習会（LD等の障害理解について）
8 月	・校内委員会②
9 月	・学習会（特別な配慮を必要とする児童へのアプローチについて）
10月	・保護者との話し合い
11月	・授業研究
12月	・学習会（個別支援の進め方について）
2 月	・学習会（個別支援の実践の内容と結果、児童の変容について）

ある小学校における校内委員会の取り組み（一部抜粋）

校内委員会は、校長や教頭、特殊学級担任などの関係者で編成し児童生徒の支援について協議を行うとともに、学習会を実施しすべての教職員で支援をしていく体制を整えることが重要になります。また、校内委員会で取り組む内容は、次の手順で行うこともできます。



1 児童生徒の実態把握

今回の調査結果を基に話し合いを行うためには、特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対する学級担任の疑問や気づきなどについて、気軽に話し合える雰囲気をつくることが大切です。

そして、担任の気づきや調査から得られた支援内容・方法等について話し合い、児童生徒の学習や行動の様子を情報交換し、多面的な観点から児童生徒の理解に努めることが重要です。

文部科学省が発表した学習障害や注意欠陥／多動性障害などの定義と判断基準（試案）等を参考にし、一人一人の実態把握を行うことも話し合いを深めることにつながります。

このことについては、平成16年2月に送付した「小・中学校におけるLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥/多動性障害)、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン」(文部科学省)を参照してください。

2 支援内容・方法の検討

校内の先生方からの情報や関係機関からの情報を基に支援内容・方法を考える際には、教科学習でつまづいている部分を明らかにしたり、不適切な行動の原因を推測したりすることが必要です。その上で、学校内の施設設備や空き教室の状況、教職員の人数などから自校でできる支援内容・方法、支援体制について検討することが重要です。

また、小・中学校の校内委員会において判断が難しい場合などは、専門的な知識や技能を有する教員の派遣要請(特殊学級等指導員や盲・聾・養護学校の教育相談担当者)をしたり、関係機関との連携を図ることが必要になります。
(※9ページ参照)

平成13・14年度に文部科学省から委嘱を受けて実施した「学習障害児に対する指導体制の充実事業」において、研究協力校の先生方が、巡回相談員の支援を受け、学級の児童生徒に対して配慮しながら指導を行った結果、次のような成果があったと報告しています。



① 校内委員会の取組

- ・教職員は、学習会や話し合いを重ねるにしたがい、LD等の障害に対して理解を深め、また、これまで問題になっていた行動について個々の児童生徒の実態を問題視することなく適切に捉えることができるよう変容してきた。

② 学級担任の取組

- ・学級担任は、児童生徒一人一人の行動や学習の状況を細かく把握し、理解できるようになり、指導内容・方法の工夫・改善に結びつけることができた。
- ・学級担任は、LD等の児童生徒のために工夫・改善した指導内容・方法が、他の児童生徒の指導にも有効であると気づき、学習指導や学級経営において成果をあげることができた。

なお、以下に小・中学校において、実態把握に基づいた支援例を載せてありますので参考にしてください。

【特別な教育的支援を必要とする児童生徒の支援例】

1 通常学級での指導

(1) 通常学級の学級担任が配慮して指導する。

① 教科等の時間内で指導する。

ア 一斉指導の中で他の児童と同じ教材を使用し、配慮しながら指導する。

イ 一斉指導の中で児童生徒の実態に応じた教材を準備し、指導方法等に配慮しながら指導する。

② 放課後等の時間外で指導する。

ア 他の児童生徒と同じ教材を使用した補充指導をする。

イ 児童生徒の実態に即した教材を使用した指導をする。

(2) 他の教員と協力して指導する。

① 通常学級でTT等他の教員の協力を得て指導する。

② 個別指導をする。

ア 他の教室等で他の児童生徒と同じ教材を使用した補充指導をする。

イ 他の教室等で児童生徒の実態に即した教材を使用した指導をする。

2 特殊学級等特別な場での指導

(1) 通級による指導（自立活動を中心とし、教科の補充の指導）

(※3)

① 自校通級（自校に設置している通級指導教室で指導する）

② 他校通級（他校に設置している通級指導教室で指導する）

(2) 特殊学級での指導

① 知的障害特殊学級で指導する。

② 情緒障害特殊学級等で指導する。

③ 知的障害特殊学級と情緒障害特殊学級等で合同学習を取り入れるなど、指導方法に工夫を加えて指導する。

※3 自立活動は、個々の幼児児童生徒が障害に基づく種々の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うため、特別に設けられた指導領域です。

3 障害についての学習会

学習障害（LD）や注意欠陥／多動性障害（ADHD）の児童生徒は、どのような行動をとり、どのような支援を必要としているかなどについて学習会を行い、学習障害等の児童生徒への理解を深めることが重要です。

LD等の障害について学習会をしたい時
や支援の要請をしたい時にはどうすれば
よいですか？

LD
ADHD

特殊学級等指導員制度や盲・聾・養護学校の教育相談を活用してください。

※4

1 特殊学級等指導員制度の活用

小・中学校特殊学級や通級指導教室、盲・聾・養護学校において、特殊教育について経験豊富な先生方に特殊学級等指導員をお願いしており、特殊学級や通級指導教室を新たに担当した先生や比較的経験の少ない先生への支援を行っています。また、LD等の児童生徒の指導で困っている通常学級の先生への支援も積極的に行っています。

この制度の活用については、各教育事務所に特殊教育担当指導主事がおりますので、連絡してください。【11ページ参照】

2 盲・聾・養護学校の教育相談の活用

盲・聾・養護学校では、障害のある児童生徒の教育相談や小・中学校の先生方への支援を行っています。専門的な知識や指導に関するノウハウを備えた先生方が地域の小・中学校を訪問し、児童生徒の実態把握や指導についてアドバイスをしています。

お近くの盲・聾・養護学校の教育相談担当者へ連絡してください。

なお、青森県総合学校教育センターの教育相談を活用することができます。【11ページ参照】

※4 特殊学級等指導員制度……小・中学校の特殊学級、通級指導教室及び特別な支援を必要とする児童生徒が在籍している通常学級における学級運営及び学習指導の改善・充実に資するため、特殊教育の経験豊かな教員を派遣する制度です。

【特殊学級等指導員制度や盲・聾・養護学校教育相談の活用にあたって】

特殊学級等指導員や盲・聾・養護学校の教育相談担当者から専門的な知識や技能などの情報提供を受けながら、指導内容・方法について共に考え、協議し、LD等の児童生徒の支援を行うことが重要です。

校内委員会の機能を充実させるには どうすればよいですか？

LD
ADHD

会議の日程を調整したり、関係教職員に連絡をしたり、また、外部の関係機関との連携を図ったりするコーディネーターの役割を担う教員が必要になります。

「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」に示されている「**特別支援教育コーディネーター**」^(※5)がこれにあたります。特別支援教育コーディネーターの役割は、校内、校外の連絡調整、各教科や特殊教育などについて、専門的な観点からの指導・助言を行うことなどがあげられています。

今後、青森県教育委員会では、小・中学校において、校長が特別支援教育コーディネーターの役割を担う教員を指名するよう、市町村教育委員会にお願いすることとしています。また、特別支援教育コーディネーター研修会を実施し、コーディネーターの養成に努めていきます。

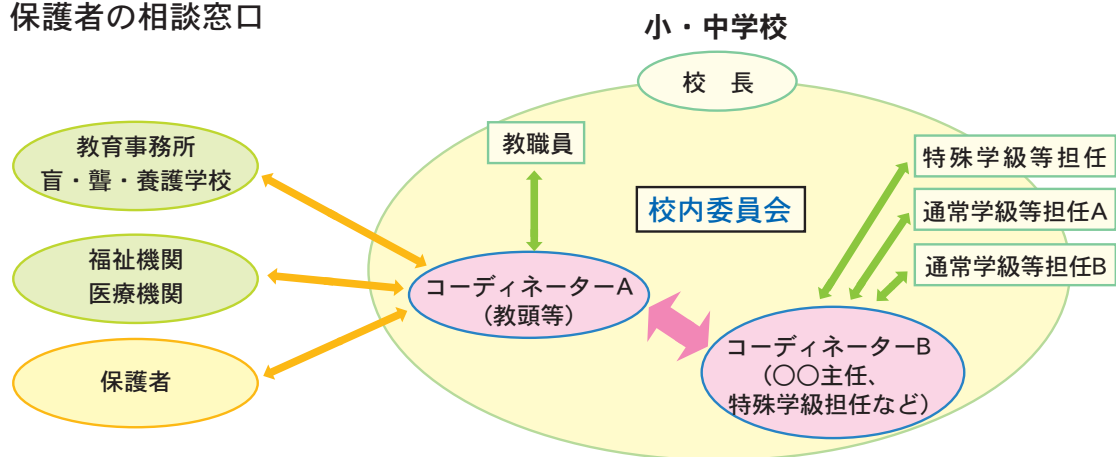
※5 今後の特別支援教育の在り方について(最終報告) ……平成15年3月に文部科学省の「特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議」が答申したものです。

小・中学校における特別支援教育コーディネーターの役割例 (複数のコーディネーターを設けた例)

校内の連絡調整 (校内委員会の推進役、会議のための情報収集と準備)

校外との連絡調整 (支援の要請、福祉・医療機関との連絡調整)

保護者の相談窓口



【連絡先及び電話番号】

◆教育事務所

東青教育事務所	017-734-9955	上北教育事務所	0176-62-2128
西北教育事務所	0173-35-2170	下北教育事務所	0175-22-1351
中南教育事務所	0172-32-4451	三八教育事務所	0178-27-4521

◆盲・聾・養護学校等

東青地区	県立盲学校	青森市矢田前字浅井24の2	017-726-2239
	青森聾学校	青森市安田字稲森125の1	017-766-1834
	青森第一養護学校	青森市大字石江字江渡101の1	017-781-1068
	青森第二養護学校	青森市戸山字宮崎56	017-743-4115
	青森第一高等養護学校	青森市西田沢字浜田368	017-788-0571
	青森第二高等養護学校	青森市戸山字宮崎22の2	017-742-6624
	青森若葉養護学校	青森市東造道一丁目7の1	017-736-8951
西北地区	森田養護学校	森田村床舞字鶴喰104の5	0173-26-2610
中南地区	弘前聾学校	弘前市原ヶ平三丁目3の1	0172-87-2171
	弘前第一養護学校	弘前市中別所字平山40	0172-96-2222
	弘前第二養護学校	弘前市中別所字向野227	0172-97-2511
	黒石養護学校	黒石市温湯字蛭堤沢5の3	0172-54-8260
	浪岡養護学校	浪岡町女鹿沢字平野215の6	0172-62-6000
上北地区	七戸養護学校	七戸町字蛇坂57の31	0176-62-2331
下北地区	むつ養護学校	むつ市奥内字栖立場1の110	0175-26-2210
三八地区	八戸盲学校	八戸市柏崎六丁目29の24	0178-43-3962
	八戸聾学校	八戸市柏崎六丁目29の24	0178-43-3962
	八戸第一養護学校	八戸市大久保字行人塚10	0178-31-5008
	八戸第二養護学校	八戸市松館字水野平20の19	0178-96-1214
青森県総合学校教育センター		青森市大矢沢字野田80の2	
	一般教育相談		017-728-5575
	障害児教育相談		017-764-1991